復興支援活動を行う NPO 等が 活用可能な政府の財政支援について (平成30年度政府予算)

平成 30 年 3 月 31 日現在 復興庁ボランティア・公益的民間連携班

記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、平成30年度政府予算額の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。
- 2 予算額の欄の「30年度予算額」及び「29年度予算額」の単位は「億円」です。 それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは 完全に一致しない場合があります。
- 3 「NPO 等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載 されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未 定であるため、「-」となっている事業があります。
- 4 「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。
- 5 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。ま た、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

| 分類 | 内容 |
|-------------|----------------------------|
| 生活支援 | 孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な |
| \ | 人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの |
| まちづくり | まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環 |
| まりラくり | 境整備に関する活動 |
| 医療・健康相談 | 健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの |
| 教育・子育て | 児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関す |
| 秋月・丁月 (| るもの |
| 雇用支援・産業支援 | 就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関 |
| 惟用又抜 * 性未又抜 | するもの |
| 環境・山村・漁村等 | 山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境 |
| 保全 | 全般に関するもの |
| 分野横断 | 事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの |

目 次

【生活支援】

| 被災者支援総合交付金(被災者支援総合事業) | 1 |
|--------------------------------------|---------|
| 被災者支援総合交付金(被災者見守り・相談支援事業) | 3 |
| 被災者支援総合交付金(仮設住宅サポート拠点運営事業) | 5 |
| 被災者支援総合交付金(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業) … | 8 |
| 被災者支援総合交付金(仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による | |
| コミュニティ復興支援事業) | 11 |
| 復興支援員 | ·· 13 |
| 放課後児童健全育成事業 | 16 |
| 【まちづくり】 | |
| 被災者支援総合交付金(被災者見守り・相談支援事業) | (再掲・3) |
| 復興支援員 | (再掲・13) |
| 【医療・健康相談】 | |
| 緊急スクールカウンセラー等活用事業 | 18 |
| 被災者支援総合交付金(仮設住宅サポート拠点運営事業) | (再掲・5) |
| 被災者支援総合交付金(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業)… | (再掲・8) |
| 【教育・子育て】 | |
| 緊急スクールカウンセラー等活用事業 | (再掲・18) |
| 被災者支援総合交付金(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業)… | (再掲・8) |
| 被災者支援総合交付金(福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動 | |
| 支援事業) | 20 |
| 被災者支援総合交付金(仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による | |
| コミュニティ復興支援事業) | (再掲・11) |
| 放課後児童健全育成事業 | (再掲・16) |

【雇用支援・産業支援】

| 原子力災害対応雇用支援事業 | 22 |
|-----------------------------------|---------|
| 復興支援員 | (再掲・13) |
| 荒廃農地等利活用促進交付金 | 24 |
| 地域の魅力等発信基盤整備事業(地域の伝統・魅力等発信支援事業) | 26 |
| 【環境・山村・漁村等保全】 | |
| 環境林整備事業 | 28 |
| 絆の森整備事業 | 30 |
| 漁場保全の森づくり事業 | 33 |
| 森林環境保全直接支援事業 | 36 |
| 森林・山村多面的機能発揮対策 | 38 |
| 水産多面的機能発揮対策 | 40 |
| 生物多様性保全推進支援事業 | 42 |
| 地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業 | 45 |
| 農業用水保全の森づくり事業 | 47 |
| 【分野横断】 | |
| NPO 等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業 | 50 |
| 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 | |
| (つながり創出を通じた地域活性化支援事業) | 52 |

| 事業名 | | 被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業) | | | | | | | |
|-------------------|--|------------------------------------|--------------|-----|---------|---------|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 | 復興庁 | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先一被 | 災者支援班 | | | 03-6328 | -0271 | | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 復興庁被災者支援 | 班 | | | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190の内数 | 29 年度 予算額 | 200 | の内数 | | | | |
| | 本事業の対象地域・ 対象者等 実施主体(県、市町村、NPO 等) | | | | | | | | |
| NPO 等による | 申請先 | - | | | | | | | |
| 分類 | 〇生活 | 支援 | 事業の実施期 |]間 | | - | | | |
| 事業の概要 | 生活再發 | 進展に伴い、自治体 建支援、コミュニテ 支援コーディネー | ーィ形成支援、「 | 心の | 復興」、被 | 災者生活支援、 | | | |

被災者支援総合交付金 (復興庁被災者支援班)

30年度予算額 190億円【復興】

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援 ・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」 ・県外避難者支援
 - ・高齢者等日常生活サポート・被災者支援コーディネート

Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業
- Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営
 - ③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
 - 6福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
 - ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

〇被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事 業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の 実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

| 事業名 | | 被災者支援総合交付金 (被災者見守り・相談支援事業) | | | | | | |
|--------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|------------------------------|------------|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (厚生労 | 復興庁 (厚生労働省) | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 | 者支援班 :会・援護局地域 | 福祉課) | 03-6328-0271 (03-5253-111 | 1(内 2859)) | | | |
| NPO 等によ 申請の際 <i>の</i> | | 厚生労働省地域 | 福祉課、都道 | 道府県又は市町村 | नं | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190 の内数 | 29 年度 予算額 | 200 の内数 | | | | |
| 本事業の対: | | 岩手県、宮城県、福島県 | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 県又は市町村 | | | | | | |
| 分類 | 〇まちづ 〇生活支 | | 事業の実施 | 期間 | - | | | |
| 事業の概要 | | よる見守り・相言 災者の日常的な! | | | | | | |

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

30年度予算額 190億円 [復興]

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。
- <重点的に取り組む項目>
- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ・住宅・生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援
- ・「心の復興」
- 県外避難者支援
- 高齢者等日常生活サポート
- ・被災者支援コーディネート

Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4)被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業



期待される効果

〇被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成30年度予算額:190億円の内数 (平成29年度予算:200億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、 多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等 【実施主体】





① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。



② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。



3 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。



④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。



⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体4連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

| 事業名 | | 被災者支援総合交付金 (仮設住宅サポート拠点運営事業) | | | | | |
|--------------------------|--------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------|---|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (厚生労 | 復興庁 (厚生労働省) | | | | | |
| 担当部署・連絡先 | | | | 03-6328-027 | | | |
| NPO 等によ 申請の際 <i>の</i> | | 被災地の復興支 | 援を担当する | 部署 | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190 の内数 | 190 の内数 29 年度 予算額 200 の内数 | | | | |
| 本事業の対 対象者 | | 被災地 ※対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者 | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 県または市町村 | | | | | |
| 分類 | 〇医療・ 〇生活支 | 健康相談 援 | 事業の実施 | 期間 | - | | |
| 事業の概要 | 総合相談 | 住宅などに入居する 支援や地域交流な 必要な経費につい | などの機能を | 有する「サポー | | | |

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

30年度予算額 190億円 [復興]

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。
- <重点的に取り組む項目>
- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ·住宅·生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援
- .__ ・「心の復興」
- 県外避難者支援
- ・高齢者等日常生活サポート ・被災者支援コーディネート

Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

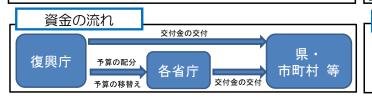
③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4)被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業



期待される効果

〇被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

仮設住宅サポート拠点運営事業

平成30年度予算額:復興庁所管「被災者支援総合交付金」190億円の内数 平成29年度予算額:復興庁所管「被災者支援総合交付金」200億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、 生活支援等)の運営費用等について財政支援を行う。(被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災 者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。)

O 実施主体: 岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等

〇 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

(取組例)社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・ 学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援(専門相談)など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

【参考】

◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)) → 平成27年度末をもって終了

※ 基金での予算措置状況 平成23年度1次補正予算額 70億円 平成23年度3次補正予算額 90億円

平成25年度当初予算額 23億円 平成26年度当初予算額 15億円

平成27年度当初予算額 18億円 (平成28年度以降は「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)

概要•目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有するサポート拠点を整備。
- サポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度1次補正予算で70億円、3次補正予算で90億円、 平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円、平成27年度予算で18億円を計上。 (平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)

| 設置箇所数 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 |
|-------|------|------|------|
| 80箇所 | 20箇所 | 41箇所 | 19箇所 |

サポート拠点の一例(岩手県釜石市「平田地区サポートセンター」)

※平成29年9月末日時点

- 〇東京大学高齢社会総合研究機構と協力し、総合相談、デイサービス、訪問看護、地域交流、診療機能等の機能を包括的に提供するサービス拠点として整備。仮設住宅を 1つの"まち"と捉え、仮設住宅と一体的に整備。
- ※ 周辺の仮設住宅の状況:釜石市平田総合公園仮設住宅 [戸数]240戸
- ○高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設。



サポートセンター外観



集会室・デイルーム

主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



浴室

| 事業名 | | 被災者支援総合交付金 (被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業) | | | | | |
|-------------------|---|--|--------|------|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (厚生労 | 復興庁 (厚生労働省) | | | | | |
| 担当部署·連 | 絡先 | 炎者支援班 P ども家庭局子育 | て支援課) | (03- | 28-0271 5253-1111 (内 4964/4960)) | | |
| NPO 等によっ 申請の際の | | 県又は市町村の 支援事業」を担 | | どもの健 | 康・生活対策等総合 | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190 の内数 200 の内数 | | | 为数 | | |
| | 本事業の対象地域・ 対象者等 ※各事業毎に異なる | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 県又は市町村 ※各事業毎に | 異なる | | | | |
| 分類 | 〇生活式 〇医療・ 〇教育・ | 健康相談 | 事業の実施 | 期間 | _ | | |
| 事業の概要 | 様々な刑 | 彡で被災の影響を | 受けている子 | どもに対 | する支援を実施する | | |
| | ため、以 | J下の取組に要す。 | る経費を補助 | 0 | | | |
| | (1)子ども健やか訪問事業 | | | | | | |
| | (2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境 | | | | | | |
| | づくり事業 (2) *********************************** | | | | | | |
| | (3) 遊具の設置や子育てイベントの開催 (4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業 | | | | | | |
| | | | | | | | |

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

30年度予算額 190億円【復興】

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ・住宅・生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援
- · 「心の復興」
- 県外避難者支援
- ・高齢者等日常生活サポート・被災者支援コーディネート
- Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援
 - ②被災者見守り・相談支援事業

Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

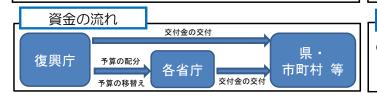
③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4)被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業



期待される効果

〇被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

29年度予算額:200億円の内数 → 30年度予算額:190億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1)子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭 等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している 子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

(3)遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(4)親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5)児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6)保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。 なお、28年度から新たに小規模保育事業等の利用者負担額を減免対象に加える。

3. 実施主体等

〇実施主体 各事業毎に設定

※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

〇補 助 率 定額

| 事業名 担当府省名 担当部署・連 | 被災者支援総合交付金 (仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興 支援事業) 復興庁 (文部科学省) 液災者支援班 (生涯学習政策局社会教育課) 03-6328-0271 (生涯学習政策局社会教育課) (03- 6734-3286) | | | | | |
|-------------------------------|--|-------------------|--------------|-------------------------------|--|--|
| NPO 等によ _・ 申請の際の | | | | D再編等に係る子供の学習支 5援事業」を担当する部署 | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190 の内数 | 29 年度 予算額 | 200の内数 | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 被災3県(岩手 地方公共団体 | 県、宮城県、 | 福島県)で仮設住宅がある | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 県または市町村 | | | | |
| 分類 | 〇生活支 〇教育・ | | 事業の実施 | 期間 - | | |
| 事業の概要 | 震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。 | | | | | |
| その他 | H29 から | っ復興庁所管の被災 | 災者支援総合 | 交付金に統合・メニュー化 | | |

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

190億円 [復興] 30年度予算額

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

く主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。
- <重点的に取り組む項目>
- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ・住宅・生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援
- 「心の復興」
- 県外避難者支援
- ・高齢者等日常生活サポート ・被災者支援コーディネート

Ⅱ 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

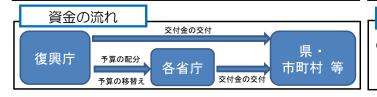
③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4)被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事 業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の 実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 (前年度予算額 200億円の内数)

【東日本大震災復興特別会計】

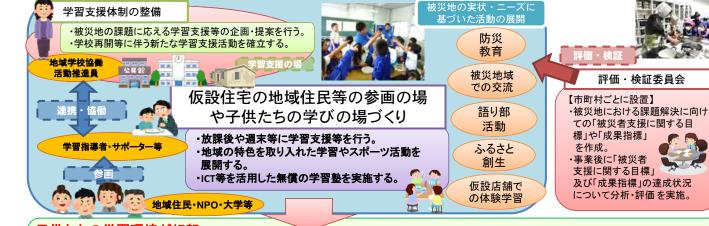
評価・検証委員会

平成30年度予算額 被災者支援総合交付金 190億円の内数

現状と 課題

- ・東日本大震災から7年が経過し、これまで様々な学習支援等を展開してきたが、仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の 地域等の中には、未だ学習環境が十分でないところがある。
- ・避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化や分断化**されている。
- ・避難指示解除等に伴い、帰還した地域のコミュニティの再構築が求められている。

震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等 を実施し、子供の学習環境の整備やコミュニティの復興促進を図る。



子供たちの学習環境が好転

子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体が活性化。

【平成29年度 事業実績】

•地域学校協働本部 223 本部 ・地域未来塾 170か所 ・放課後子供教室 268教室 ・外部人材による教育活動 127教室 ・家庭教育支援 261チーム

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)(抜粋)

2-(1)被災者支援(健康・生活支援)

- 皮災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合を引き締き支援する
- ・被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、就学支援や学習支援を通じ て被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む。

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班) V. 子どもに対する支援

平成29年度より、必要な施策を統合した被災者支援総合交付金 へ再編。総合的支援の中での効率的な事業の実施を図る。

| 事業名 | 復興支援 | 復興支援員 | | | | | |
|----------------------------------|---|------------------------------|---------|--------------|----------------|--|--|
| 担当府省名 | 総務省 | 総務省 | | | | | |
| 担当部署・連絡先 地域自立応援課 03-5253-5394 | | | | 394 | | | |
| | | 〇岩手県政策地 | 域部地域振り | 興室(019-6 | 629-5194) | | |
| NPO 等によ | る相談・ | 〇宮城県震災復 | 興•企画部均 | 也域復興支持 | 爰課 | | |
| 申請の際の | 連絡先 | | | (022-2 | 211-2424) | | |
| | | 〇福島県企画調 | 整部地域振り | 興課(024-5 | 521-7114/7118) | | |
|]予算額 | 30 年度 | 震災復興特 | 29 年度 | 震災復興特 | 寺別 | | |
| (億円) | 予算額 | 別交付税に | 予算額 | 交付税によ | £ 6) | | |
| (1/6/1.1) |))) | より措置 | | 措置 | | | |
| 本事業の対 | 象地域• | 東日本財特法に | | | | | |
| 対象者 | | 「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9 県・227 | | | | | |
| | | 市町村) | | | | | |
| supporting to | | 東日本財特法に | | | | | |
| NPO 等によ | る甲請先 | 「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9 県・227 | | | | | |
| | 0 # \tau + | 市町村) | | | | | |
| 八字五 | 〇生活支 | | 東米の中状 | ₩0 88 | | | |
| 分類 | ○まちづ | 援・産業支援 | 事業の実施 | .共川町 | _ | | |
| 事業の概要 | - VIII V | 12 12 112 | 田古垤昌」 た | . 和 罢 1 抽 | び災者の見守りやケ | | |
| サポの似女 | | | | | 協力活動」を通じ、 | | |
| | | | | _ | | | |
| | コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被 災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費 | | | | | | |
| | 用を財政措置する。(復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事 | | | | | | |
| | 務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者に委託する場合の委託 | | | | | | |
| | 費につい | ても財政措置の対 | 対象とするも | のであるが | 、NPO 等民間事業 | | |
| | 者の活動 | 支援を行うもので | ではないこと | に留意。) | | | |

「復興支援員」制度について

制度の概要

- ○目 **的**:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- ○実施主体:被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- ○設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- ○期 間: 概ね1年以上 ※平成28年6月16日付総行応第228号「復興支援員推進要綱の一部改正等について(通知)」において、「最長5年の期間」としていた復興 支援員の活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長。
- ○総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度~)
 - ⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)※+活動費(必要額)を措置
 - ※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2.000千円を上限に特別交付税措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、 募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート
- ○支援員数:364名(平成29年度復興特交算定ベース) 27団体(3県・24市町村)



復興に伴う地域協力活動の例

- 〇被災者の生活支援、見守り・ケア等 (当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
 - 話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時 における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な 相談対応、適切な相談窓口の案内等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災 コミュニティの連絡調整

〇地域おこし活動の支援

- ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- ・都市との交流事業実施応援等
- ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、 地場産品の販売等

○集落のビジョン策定

※具体の内容については、各被災地方公共団体が委嘱において 地域の実情に応じ定める

(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

平成29年度「復興支援員」取組状況

| 団体名 | 人数 | 活動内容等 |
|----------|-----|---|
| 岩手県(県事業) | 31名 | 被災地の観光再生に係る観光推進業務等に従事。 |
| 岩手県大船渡市 | 58名 | 応急仮設住宅及び災害公営住宅における、コミュニティ支援やパーソナルサポート等に従事。 |
| 岩手県陸前高田市 | 2名 | 移住定住総合支援事業や、観光資源の発掘・商品化活動に従事。 |
| 岩手県釜石市 | 16名 | 復興公営住宅の自治組織支援など、市内団体の組織強化や団体間の連携を促す活動に従事。 |
| 岩手県大槌町 | 7名 | 観光物産品の販売促進、地域行事の支援、情報発信の強化、交流人口の拡大等に従事。 |
| 岩手県山田町 | 1名 | 観光関連事業の企画運営、農山漁村の地域活性化支援に従事。 |
| 岩手県岩泉町 | 14名 | 地域コミュニティの再構築や交流人口の拡大、就農希望者の支援活動に従事。 |
| 岩手県田野畑村 | 1名 | 6次産業化の推進を通じたコミュニティの再構築活動に従事。 |
| 岩手県野田村 | 11名 | サロン事業や交流企画等を通じ、被災者の見守りやケア、コミュニティ活性化に従事。 |
| 宮城県(県事業) | 6名 | 県内復興支援員の連携強化や、被災者支援のニーズ収集を通じたコミュニティ再構築活動に従事。 |
| 宮城県石巻市 | 38名 | 仮設住宅訪問、震災伝承活動等を通じたコミュニティ再構築、地域活性化支援に従事。 |
| 宮城県塩竃市 | 4名 | 地域産業の担い手の受け入れや育成等を通じた域内復興支援に従事。 |
| 宮城県気仙沼市 | 18名 | 自治会の運営支援、まちづくりの担い手育成、地場産業の再生に従事。 |
| 宮城県多賀城市 | 4名 | 被災自治会・町内会及び災害公営住宅における住民自治活動の側面支援に従事。 |
| 宮城県東松島市 | 6名 | 集団移転団地内、災害公営住宅地内及びその受入地域におけるコミュニティ形成支援に従事。 |
| 宮城県丸森町 | 1名 | 自治組織の運営支援、地域の魅力発信、コミュニティ活性化に従事。 |
| 福島県(県事業) | 64名 | 復興支援員のネットワーク構築、地域間連携交流事業を開催するほか、県外避難者の見守り・ケア等に従事。 |
| 福島県相馬市 | 4名 | 交流人口拡大のための活動支援やツアーコーディネートに従事。 |
| 福島県田村市 | 9名 | 独居高齢者や行政区長への訪問ヒアリング、地域おこし活動のネットワークづくりに従事。 |
| 福島県南相馬市 | 12名 | 特産品開発やワークショップ開催等を通じた、地域住民間のコミュニティ再構築活動に従事。 |
| 福島県伊達市 | 3名 | 新たな農業振興の取組支援のほか、イベント開催や地域づくり団体との連携によるコミュニティ支援に従事。 |
| 福島県楢葉町 | 3名 | 交流人口の拡大、伝統文化の継承等を通じ、地域に根ざしたコミュニティ主体の復興に従事。 |
| 福島県富岡町 | 8名 | 県外避難者への戸別訪問のほか、住民主体のまちづくりの機運を高める取組に従事。 |
| 福島県川内村 | 1名 | 商業施設「YO-TASHI」の開設準備支援や、移動販売、共同仕入れ等の業務に従事。 |
| 福島県大熊町 | 8名 | 県内外の避難者向けに、動画作成等を通じた情報発信等、町民同士のつながりを維持する活動に従事。 |
| 福島県双葉町 | 10名 | 住民の避難先におけるコミュニティ維持・再構築支援活動、コミュニティ紙の発行、動画製作支援に従事。 |
| 福島県浪江町 | 24名 | 県外の避難者向けに、避難町民同士の交流の推進、町と町民の橋渡し、情報発信等に従事。 |

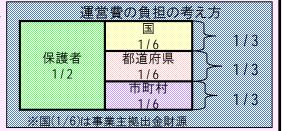
27団体(3県24市町村)364名(平成29年度復興特交算定ベース)

| 事業名 | 放課後児童健全育成事業 | | | | | | |
|--|--------------|--|------------------|-------------------------------|---------|--|--|
| 担当府省名 | 内閣府 (厚生労 | 内閣府(厚生労働省) | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先(子 | も・子育て本部 ども家庭局子育 ⁻ 成推進室) | て支援課健 | 03-5253-2111((03-5253-111 | , , | | |
| NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先 各市町村の放課後児童クラブ担当部署 | | | | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 1,188 の内数 予算額 1,076 の内数 | | | | | |
| 本事業の対象地域・ 対象者等 全国 | | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 市町村 | | | | | |
| 分類 | 〇生活支 〇教育・ | | 事業の実施 | 期間 | - | | |
| 事業の概要 | 童に対し て適切な | 労働等により昼間、授業の終了後等 、授業の終了後等 遊び及び生活の場 ブの運営に必要な | 等に小学校の 場を与えて、 | 余裕教室、児童 その健全な育成 | 重館等を利用し | | |

放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成29年度予算 725.3億円 → 平成30年度予算 799.7億円(+74.4億円) (うち、子ども・子育て支援交付金 平成30年度予算 655.7億円(+68.0億円))

- 〇「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。
- 〇 実施主体:市町村(特別区を含む)



平成30年度予算の主な内容

- 1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】
- ○公立の場合:(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 、 市町村1/3、 本道府県1/3、市町村1/3
 - →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- 2 放課後児童クラブ運営費
 - (1)放課後子ども環境整備事業

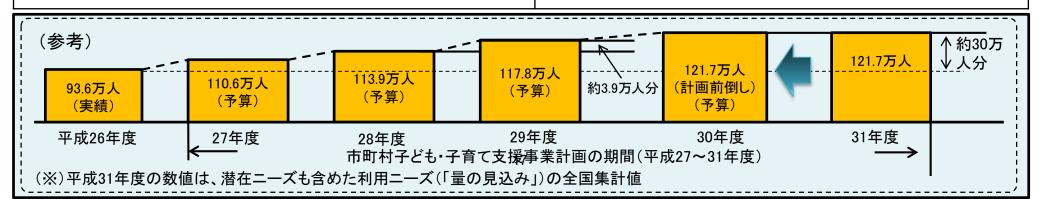
既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や 量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。 (3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

- (4)小規模放課後児童クラブ支援事業
- 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。
- (5)放課後児童支援員の処遇改善
 - ▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
 - ▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇 改善に要する経費の補助。



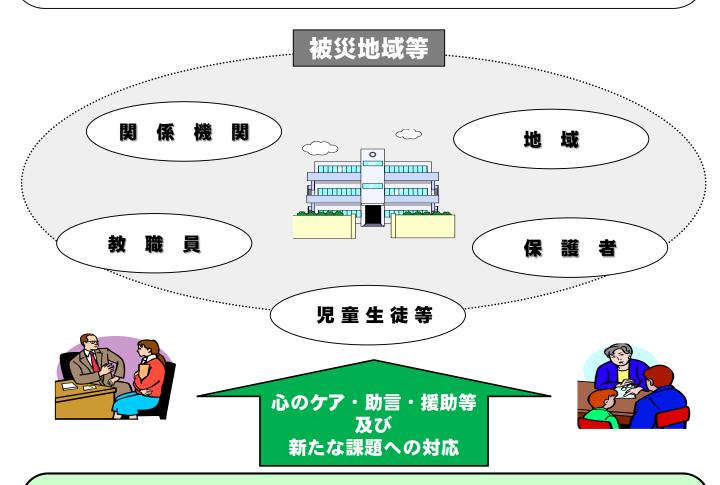
| 事業名 | 緊急スク | 緊急スクールカウンセラー等活用事業 | | | | | | | |
|------------------|------------------|---|--------------|--------------------------------|-------------|--|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (文部科 | 復興庁 (文部科学省) | | | | | | | |
| 担当部署·連 | 絡先 | 了会計班 []等中等教育局児: | 童生徒課) | 03-6328-0281 (03-6734-3299) | | | | | |
| NPO 等によ 申請の際の | | 文部科学省初等 | 中等教育局」 | 見童生徒課(03- | -6734-3299) | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 25 | 29 年度 予算額 | 27 | | | | | |
| 本事業の対 対象者 | | 被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域 | | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 当該事業の補助を受ける自治体 | | | | | | | |
| 分類 | 〇医療・ 〇教育・ | 健康相談 子育て | 事業の実施 | 期間 | - | | | | |
| 事業の概要 | への助言調整等様する経費との連携 | 被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。(NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。) | | | | | | | |

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額 25億円(平成29年度予算額 27億円) 【東日本大震災復興特別会計】

〇被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10/10〕

※平成23~27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- スクールカウンセラーの活用臨床心理士、精神科医等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用 相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

| 事業名 | | 被災者支援総合交付金 (福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業) | | | | | | | |
|------------------|--------------|---|---------|--------|--------------------------------|---|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (文部科 | 復興庁 (文部科学省) | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 | 《者支援班 E涯学習政策局青少年教育課) | | | 03-6328-0271 (03-6734-2056) | | | | |
| NPO 等によ 申請の際の | | 福島県教育庁社 | :会教育課(0 |)24-52 | 21-7788) | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 190 の内数 200 | | | の内数 | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生) | | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 福島県 | | | | | | | |
| 分類 | 〇教育・ | 子育て | 事業の実施 | 期間 | | - | | | |
| 事業の概要 | | の子供を対象と 動や県内外の子(| | | | | | | |

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

190億円 [復興] 30年度予算額

(29年度予算額 200億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等 移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における 生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援 の実現を図る。

く主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。
- <重点的に取り組む項目>
- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、 買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ・住宅・生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援
- ・「心の復興」
- 県外避難者支援
- ・高齢者等日常生活サポート ・被災者支援コーディネート
- Ⅱ 被災者の日常的な見守り・相談支援
 - ②被災者見守り・相談支援事業

Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業
- Ⅳ. 被災地における健康支援
 - 4)被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ 交付金の交付 県• 復興庁 予算の配分 市町村 等 各省庁 交付金の交付 予算の移替え

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事 業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の 実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(前年度予算額:200億円の内数) 30年度予算額:190億円の内数 (東日本大震災復興特別会計)

趣 旨

事

業

内 宓

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や 県内外の子供たちとの交流活動を支援する。

福島県内の幼児・児童生徒(小中学生) (1)対象者

(2)実施主体 福島県(教育委員会)

(3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業

〇自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)

○福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動

(4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

※平成28年度実績 【小·中学校】

528件 (27,026人) うち県外活動3件(71人)

【幼稚園・保育所】 490件 (56, 336人) うち県外活動163件(20, 346人)

【社会教育関係団体】 県外活動のみ6団体 (175人)

※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。

21

子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する 被災者を支援するため、(中略) 自然体験活動等を通じた心身の健 康の保持に関する施策(中略) その他の必要な施策を講ずるものと する。

(平成24年6月27日法律第48号) 東京電力原子力事故により被災した子どもを はじめとする住民等の生活を守り支えるため の被災者の生活支援等に関する施策の推進

子ども・被災者支援法基本方針

皿 被災者生活支援等施策に 関する基本的な事項

(中略) 福島県の子どもの自然体験活 **動への支援**(中略)など、被災者の抱 える様々な課題にきめ細やかに、かつ 弾力的に対応するよう取り組む。

(平成27年8月25日) 被災者生活支援等施策の推進に関す る基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子供に対する支援の強化

(主な課題(抜粋))

- ①運動不足や、安心して外で遊べ ないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている 子どもを支える。

(主要な対応する施策)

・(中略)「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援 事業」を平成26年度から実施。

(平成25年12月13日) 被災者に対する健康・生活支援 に関する施策パッケージ

福島県からの要望

I 2(5)被災者支援総合交付金の 予算確保等

(前略)各地域の被災者支援を取り巻く 課題に対応し、一貫した支援を行うことで (中略)交流活動などを通して、被災者の 自立に向けた支援を行う必要があることか ら、<u>平成28年度に創設された被災者支援</u> 総合交付金については、長期にわたる予 算の確保等を講じること

(平成29年6月8日)

ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

| 事業名 | 原子力 | 原子力災害対応雇用支援事業 | | | | | | | | |
|--|---------------|----------------------------------|------------------------|---------|----|-------|------------------------------|--|--|--|
| 担当府省名 | | 復興庁 (厚生労働省) | | | | | | | | |
| 担当部署・連絡先予算会計班 (職業安定局雇用開発部地域雇用対策課)03-6328-0281 (03-3593-2580) | | | | | | | - | | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 福. | 福島県雇用労政課(024-521-7290) | | | | | | | |
| 予算額 (億円) | | 30 年度 29 年度 予算額 15 | | | | | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 実施地域:福島県全域 対 象 者:福島県被災求職者 | | | | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 福. | 福島県又は県内各市町村 | | | | | | | |
| 分類 | 〇雇用 | 支援 | 後・産業支援 | 事業の実施期 | 間 | ※ただし、 | E度末まで 、平成 30 年度 業開始が必要 | | | |
| 事業の概要 | 原子力 | 災害 | の影響を受けた | -福島県の被災 | 者に | ついて、国 | 民間企業・NPO | | | |
| | 等への | 等への委託による一時的な雇用機会の確保等を行う事業の実施を通 | | | | | | | | |
| | じ、その生活の安定を図る。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

原子力災害対応雇用支援事業

平成30年度予算額 15.5億円 (平成29年度予算額 18.7億円)

趣旨

- 〇 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として約6万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 〇 平成30年度以降も、住民の帰還が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村における事業所の地元再開率は22%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- ○事業実施期間: 平成30年度末まで
 - (ただし、平成30年度までに開始した基金事業については平成31年度末まで)
- 〇実施地域:福島県全域
- 〇対象者:福島県被災求職者
 - (1)福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ②福島県に居住していた者

のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で原子力災害対応雇用支援事業 以外の仕事に就いていない者

◆ 事業概要

- 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への 委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。
- ◆ 実施要件
- 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業 に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 〇 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 〇 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



雇用機会の創出

| 事業名 | 荒廃農地等利活用促進交付金 | | | | | | | | |
|--------------------|--|----------------------------------|---------|--------|----|--------|-------------|--|--|
| 担当府省名 | 農林水 | 農林水産省 | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 担当部署・連絡先 農村振興局地域振興課日本型直接支払室 03-6744-2665 | | | | | | | | |
| NPO 等による 申請の際のi | | 都 | 道府県・市町村 | | | | | | |
| 予算額 (億円) | | 30 年度 予算額 1.6 の内数 予算額 2.3 の内数 | | | | | | | |
| | 本事業の対象地域・被災農業者又は農業者等の組織する団体等 | | | | | | | | |
| NPO 等による | 申請先 | 市 | 町村 | | | | | | |
| 分類 | 〇雇用 | 支援 | ・産業支援 | 事業の実施期 | 間平 | 成 32 年 | 手度まで | | |
| 事業の概要 | 避難先等において荒廃農地を再生等し営農を再開する被災農業者又は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の取組を支援。 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | |

【平成30年度予算額:160(231)百万円】

農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う、再生作業、土壌改良、 営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対 象 者】

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農 地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。

※東日本大震災復興のため耕作放棄地再牛利用緊急対策交付金で措置していた「被災 者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

農振農用地区域内の以下の農地を対象(農業体験施設の場合は除く)。

1号遊休農地(荒廃農地(A分類))

農地法第32条第1項第1号に規定する農地 で、再生作業の実施によって耕作が可能とな る荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調 査においてA分類に区分された農地)。



2号遊休農地

農地法第32条第1項第2号に規定する農 地で、周辺の地域における農地の利用の程 度と比較して著しく劣っている農地。



【交付金の流れ】



交付対象者

農業者 農業者組織

農地中間管理機構

参入法人 等

※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【その他実施要件】

〇総事業費が200万円/件未満。

〇再生された農地において5年間以上耕作されること。

○交付率:定額(1/2相当(再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等) 1/2、55/100等(重機を用いて行う再生作業、施設等の整備)

○事業実施期間:3年間を上限(チャレンジ支援枠の場合4年間を上限[拡充])

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地(荒廃農地(A分類))への支援

再生利用活動

再生作業(雑木の除去等)、土壌改良、 営農定着、加工・販売の試行等の取組。





施設等の整備

再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備 生産再開に必要な収穫機やハウス等の農 業用機械・施設、農業体験施設の整備





2号遊休農地への支援

発生防止活動

整地等の低コスト整備。

施設等の整備

1号遊休農地の支援と同じ。





※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、 再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人 三脚となって行う場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて、これらが行う再生利用活動等を総 合的に支援。「拡充]

・附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- 荒廃農地等を活用して放牧事業(※1) に取り組む際に牧柵等を整備。
- 2号遊休農地を対象として、農地中間 管理機構が果樹の改植事業(※2)を行う 25祭に果樹棚等を整備。





※1「肉用牛·酪農基盤強化対策事業(放牧活用型)」(生産局所管) ※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」(同上)

| 事業名 | 地域 <i>0</i> 業) | 地域の魅力等発信基盤整備事業(地域の伝統・魅力等発信支援事 業) | | | | | | | | |
|-------------------|-------------------|--|---------------------------------------|--------------|------------|------|--|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 | 復興庁(経済産業省) | | | | | | | | |
| 担当部署・追 | 連絡先 | | 経済産業省 福島広報戦略・風評被害対応 03-3501-2 室 | | | | | | | |
| NPO 等により 申請の際の | | 福 | 福島広報戦略・風評被害対応室 | | | | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年 | - | 2.3 の内数 | 29 年度 予算額 | - | | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 民間 | 間団体等 | | | | | | | |
| NPO 等によ | る申請先 | 福島 | 島広報戦略・風 | 評被害対応᠑ | 臣 | | | | | |
| 分類 | 雇用支 | ₹援・ | 産業支援 | 事業の実施 | 期間 平成 30 年 | 度末まで | | | | |
| 事業の概要 | 新たたした耶 | 福島県(特に被災 12 市町村)の伝統・魅力等の発信(伝統工芸品新たな特産品等)及び交流人口増加による事業基盤の安定を目的とした取組(イベント、展示会等)を実施する民間団体等(12 市町村外の団体を含む)を支援。 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |

地域の魅力等発信基盤整備事業【復興】

平成30年度予算額 2.3 億円 (新規)

事業の内容

事業目的·概要

- 東日本大震災以降、国、福島県及び各市町村の取組により、福島の 復興・再生は一歩一歩着実に進展している。他方、震災直後に比べ 福島に関する報道等を通じた情報量の減少に伴い、国民が復興の進 捗を知る機会は限られ、「情報の固定化」「風化」が進んでいる。
- 正確な情報の不足を解消し、特に被災12市町村を中心とした福島県の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、地域の魅力を発掘、創出、発信することが急務。
- また、海外含め県外では、福島県全域を一括りに捉えている人々が多数存在する実情を踏まえ、避難指示区域を中心とした福島の魅力を効果的に国内外に発信していく基盤の整備を実施することが重要。

成果目標

年間20件程度の事業を補助することを目指す。 (平成30年度から平成32年度)

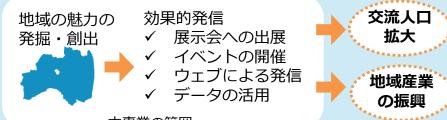
条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

①地域の伝統・魅力等発信支援事業

福島県(特に被災12市町村)の伝統・魅力等の発信(伝統工芸品、新たな特産品等)及び交流人口増加による事業基盤の安定を目的とした取組(イベント、展示会等)を実施する民間団体等(12市町村外の団体を含む)を支援。



本事業の範囲

例1:川俣町の、高度な技術を要する先染織物を得意とするメーカーの、 国内外での展示会の出展や製品のデザインを支援。

例2:福島県内の市町村と連携し、若手クリエイターと連動した 町の魅力を発信する事業を支援。

②地域の魅力等発信に向けた基盤整備事業

避難指示区域を中心とした地域の魅力等の発信について、有効な発信 手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果 測定等を実施。





| 事業名 | 環境林 | 環境林整備事業 | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---|---------------------|--------|---|---|--|--|--|--|
| 担当府省名 | 農林水 | 農林水産省 | | | | | | | | |
| 担当部署·連絡先 林野庁整備課 03-3502-8065 | | | | | | | | | | |
| NPO 等による 申請の際のi | | 各 | 各都道府県の森林整備事業を担当する部署 | | | | | | | |
| 予算額 (億円) | | 30 年度 予算額 29 年度 予算額 32 | | | | | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等 | | | | | | | | |
| NPO 等による | 申請先 | 都道府県 | | | | | | | | |
| 分類 | 〇環境 保全 | - 山 | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | - | | | | |
| 事業の概要 | 森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林 ついて、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林 や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する(ただし 林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く)。 | | | | | | | | | |

平成30年度森林整備事業について

平成30年度予算額:1,203(1,203)億円 (平成29年度補正予算額:125億円)

森林資源の循環利用の推進

- 〇 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向 上を図りつつ、資源の循環利用の推 進により林業を成長産業として確立

「農林水産業・地域の活力創造プラン I

(平成29年12月改訂) 林業の成長産業化と森林資源の適 切な管理の両立を図るため、(中略) 以下の措置を講ずる。

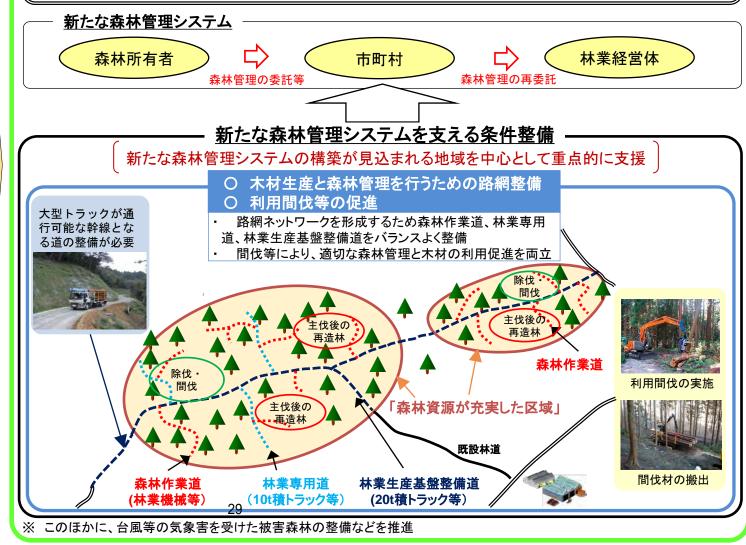
・ 市町村が経営意欲を失っている 森林所有者から森林の経営・管理 の委託を受け、意欲と能力ある林 業経営者に再委託を行い、林業 営の集積・集約化を行うとともに、 再委託できない森林及び再委託に 至るまでの森林においては、市町 村が公的管理を行う新たな森林、 理システムを構築する。その際、生 産性の高い森林については、新シ ステムを構築した地域を中心と 路網整備等の重点化を図る。

■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え 木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国 産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹 線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営体や、同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。



| 事業名 | 絆の柔 | 絆の森整備事業 | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|--|---|---------------|-----------|--------------|--|--|--|--|
| 担当府省名 | 農林才 | 農林水産省 | | | | | | | | |
| 担当部署・資 | 車絡先 | 林野 | 庁整備課 | | 03-3502-8 | 03-3502-8065 | | | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 各 | 各都道府県の森林整備事業を担当する部署 | | | | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年 | | 917 の 内数 | 1,017 の 内数 | | | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等 | | | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 都证 | 都道府県 | | | | | | | |
| 分類 | 〇環均 保全 | き・山 | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | _ | | | | |
| 事業の概要 | 森林総等と旅 | 市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託し森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業支援する(ただし林道の整備を除く)。 | | | | | | | | |

農山漁村地域整備交付金(公共) 【91,650(101,650)百万円】

対策のポイント -

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減 災対策を支援します。

く背景/課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産** 現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激 甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置すること により、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- ○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 〇海岸堤防等の整備率69% (平成32年度)

<主な内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力 の向上**のための事業を選択して実施することができます。

また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野:農用地整備、農業用用排水施設整備等

森 林 分 野:予防治山、路網整備等

水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。

(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率:1/2等 事業実施主体:都道府県、市町村等

お問い合わせ先:

農業農村分野に関すること

農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること

林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること

水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

聽口漁村地域整備交付金

- 農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に 対応した防災・減災対策を推進することが重要。 農山漁村地域の活性化を図るため、
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

海岸保全施設整備

1

+

水産基盤整備

またがる広範かつ多様な事業を自由 農・林・水に (都道府県が各地区に予算を配分) 関係事務の一本化・統一化) 地域の自主性に基づき、 に選択

農山漁村地域整備と一体となって、 事業効果を高めるために必要な効 果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的か つ機動的な運用が可能 (農・林・水横断的な予算融通が

自治体は計画・進捗状況・事後評 価を公表 容観性・透明性の確保)

ı

i

ı

ı ı ı

| |

ı I

ı ı

ı

ı

ı ı

ı

ı

ı

ı

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

【水産基盤整備】

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】















【森林基盤整備】













| 事業名 | 漁場保 | 漁場保全の森づくり事業 | | | | | | |
|-------------------|--------------|---|-------------|--------------|---------------|-----------------------------------|--|--|
| 担当府省名 | 農林水 | 産省 | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 | 野庁 | 整備課 | | 03-3502-8 | 3065 | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 各都 | 節道府県の森林 | 整備事業を担 | 当する部署 | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年月 予算額 | ^ | 917 の 内数 | 29 年度 予算額 | 1,017 の 内数 | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等 | | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 都证 | 道府県 | | | | | |
| 分類 | 〇環境 保全 | • Д | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | - | | |
| 事業の概要 | 給や濁 | 水の | | 環境の保全効果 | 果を高めるた | 栄養塩類等の供 めに行 う ものを)。 | | |

農山漁村地域整備交付金(公共) 【91,650(101,650)百万円】

対策のポイント -

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減 災対策を支援します。

<背景/課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産** 現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激 甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置すること により、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- ○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 〇海岸堤防等の整備率69% (平成32年度)

<主な内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力 の向上**のための事業を選択して実施することができます。

また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野:農用地整備、農業用用排水施設整備等

森 林 分 野:予防治山、路網整備等

水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。

(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率:1/2等 事業実施主体:都道府県、市町村等

お問い合わせ先:

農業農村分野に関すること

農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること

林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること

水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

聽口漁村地域整備交付金

- 農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に 対応した防災・減災対策を推進することが重要。 農山漁村地域の活性化を図るため、
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

+ 農業農村基盤整備

水産基盤整備

森林基盤整備

海岸保全施設整備

1

農・林・水に 地域の自主性に基づき、

またがる広範かつ多様な事業を自由 (都道府県が各地区に予算を配分) 関係事務の一本化・統一化) に選択

都道府県の裁量による弾力的か つ機動的な運用が可能 (農・林・水横断的な予算融通が 農山漁村地域整備と一体となって、 事業効果を高めるために必要な効 果促進事業の実施が可能

自治体は計画・進捗状況・事後評 価を公表 容観性・透明性の確保)

ı

i

ı

ı ı ı

> ı | |

I I

ı ı

ı

ı

ı ı

I

ı

ı

ı

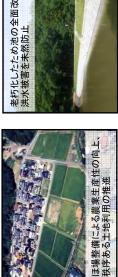
交付金を活用した事業の実施例

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

【水産基盤整備】

【農業農村基盤整備】













【森林基盤整備】













| 事業名 | 森林環 | 森林環境保全直接支援事業 | | | | | | |
|-------------------|--------------|---|--------------------|--------------|-----------|---------|--|--|
| 担当府省名 | 農林水 | 産省 | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 林 | 野庁 | 整備課 | | 03-3502-8 | 065 | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 各 | 都道府県の森林 | 整備事業を担旨 | 当する部署 | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年原 予算客 | | 257 | 29 年度 予算額 | 258 | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等 | | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 都達 | 道府県 | | | | | |
| 分類 | 〇環境 保全 | • Д | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | - | | |
| 事業の概要 | | | を図り、間伐や 林、鳥獣被害対 | | なった森林作 | 業道の整備、主 | | |

平成30年度森林整備事業について

平成30年度予算額:1,203(1,203)億円 (平成29年度補正予算額:125億円)

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向 上を図りつつ、資源の循環利用の推 進により林業を成長産業として確立

「農林水産業・地域の活力創造プラン」

(平成29年12月改訂) 林業の成長産業化と森林資源の適 切な管理の両立を図るため、(中略) 以下の措置を講ずる。

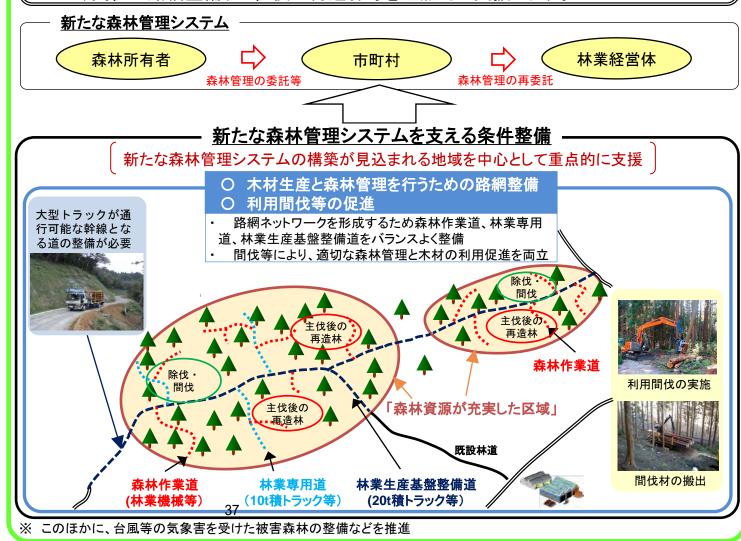
・ 市町村が経営意欲を失っている 森林所有者から森林の経営・管理 の委託を受け、意欲と能力ある林 業経営者に再委託を行い、林業経 営の集積・集約化を行うとともに、 再委託できない森林及び再委託に 至るまでの森林においては、市町 村が公的管理を行う新たな森林管 理システムを構築する。その際、生 産性の高い森林については、新シ ステムを構築した地域を中心として 路網整備等の重点化を図る。

■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え 木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国 産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹 線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営体や、同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。



| 事業名 | 森林・ | 森林・山村多面的機能発揮対策 | | | | | | | |
|-------------------|-------------------------------|----------------------|----------|--------------|----|------------|---------|--|--|
| 担当府省名 | <u>当府省名</u> 農林水産省 | | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 | 野庁 | 森林利用課 | | | 03-3502-00 | 048 | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 都证 | 道府県ごとに設け | 置される地域† | 力議 | 会 | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年原 予算額 | _ | 15 の内数 | 29 年度 予算額 | 1 | 7 の内数 | | | |
| 本事業の対象 対象者: | | 地域住民、森林所有者等で組織する活動組織 | | | | | | | |
| NPO 等による | 5申請先 | 都道府県ごとに設置される地域協議会 | | | | | | | |
| 分類 | 〇環境 保全 | • Щ | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | 平成 33 年 | F度末 | | |
| 事業の概要 | 森林・ | 山村 | の多面的機能の | 発揮を図るた | め、 | 地域におけ | ける活動組織が | | |
| | 実施する森林の保全管理等の取組を市町村等の協力を得て支援。 | | | | | | 得て支援。 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

森林•山村多面的機能発揮支援対策

平成30年度予算額 森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円 林業成長産業化総合対策 23.470百万円(一)の内数

背景

森林・山村の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の 過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

森林•山村多面的機能発揮対策

【平成30年度予算額 1,501(1,700)百万円】

地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下 の取組を支援。

[交付金フロー図]

玉

交付

交付

地域協議会:都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、 資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

市町村

活動組織:地域住民、森林所有者等で構成

意見聴取

活動対象森林や活動内容の 有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持 するための活動 12万円/ha(16万円/ha)

侵入竹の 伐採:除去活動 28.5万円/ha(38万円/ha)

〇地方公共団体による支援(国:地方の割合の目安は3:1)のある活動を優先的に採択

※注 ()の単価は、国の交付単価に地方公共団体の支援(1/3)を合わせた場合の単価

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして 利用するための伐採活動 12万円/ha (16万円/ha)

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が

サイドメニュー(メインメニュー と組み合わせて実施)

- ・教育・研修活動タイプ 森林環境教育の実践 3.8万円/回(5万円/回):年度 内の上限6回
- ・森林機能強化タイプ 路網の補修・機能強化等 800円/m(1000円/m)
- 活動の実施に必要な機材及 び資材の整備 1/2(一部1/3)以内

林業成長産業化総合対策 のうち自立的経営活動推進

【平成30年度予算額

林業成長産業化総合対策 23.470百万円(一)の内数】

地域における自伐林業グルー プなどによる将来的な林業経営 の集約化に資する森林管理及 び資源利用等の取組を支援。

交付率:定額、1/2、1/3以内

支援対象となる活動内容例



自伐林家等が中心となって地域ぐるみ の活動として将来的に自立的な林業 経営を目指して行う森林管理及び資 源の利用を図る活動

- •森林整備活動(除伐、間伐•搬出、路 網の作設・改修等)、林業技術や安全 対策の向上のための研修
- 12万円/ha、800円/m 等
- ・活動の実施に必要な機材及び資材 の整備

1/2(一部1/3)以内

評価検証事業受託者:民間団体等

上記の活動の検証等



事業の自己評価(モニタリング調査)を実施

活動の成果の評価・検証 (モニタリング調査の分析等を含む)

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

| 事業名 | 水産多 | 水産多面的機能発揮対策 | | | | | | |
|--------------------|--------------|-----------------------|------|---------|-------|--------------|--------------------|--|
| 担当府省名 | 農林水 | 産省 | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先水 | 産庁計画課 | Į. | | 03-35 | 03-3501-3082 | | |
| NPO 等による 申請の際のi | | 都道府県こ | ごとに設 | 置される地域† | 劦議会 | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 28 の内数 28 の内数 | | | | | | |
| 本事業の対象 対象者等 | | 漁業者、住民、NPO 等で組織する活動組織 | | | | | | |
| NPO 等による | 申請先 | 都道府県ごとに設置される地域協議会 | | | | | | |
| 分類 | 〇環境 保全 | ・山村・漁 | 村等 | 事業の実施期 | 間平成 | , 32 年 | F度末まで | |
| 事業の概要 | 業者・信 | | 等が行う | | | . • • • | の確保など、漁 発揮に資する地 | |

水産多面的機能発揮対策

平成30年度予算額:2,800(2,800)百万円

第2期対策

(平成28年度~32年度)

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者 等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

- 環境・生態系保全
 - ア 水域の保全
 - ・藻場の保全
 - ・サンゴ礁の保全
 - ·種苗放流
 - イ 水辺の保全
 - ・干潟の保全
 - ・ヨシ帯の保全
 - ·漂流漂着物処理
 - 内水面の生態系の 維持保全
- ② 海の安全確保
 - ・国境・水域の監視
 - ・海の監視ネットワーク強化
 - ・海難救助

※多面的機能の理解・増進を図る 取組(教育・学習)

漁村文化については、上記①、②の 活動にあわせて実施する場合に支援















【補助率】

- ①定額(1/2相当)
- ②定額(ただし、資機材については1/2以内)

【事業の仕組み】

水 産庁 交付

地域協議会

- 都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等に より構成
- 活動組織の指導、交付金の管理等

交付



活動組織

- 漁業者、地域住民、学校、NPO等で
- 活動項目を選択し、実施

| 事業名 | 生物多様 | 生物多様性保全推進支援事業 | | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|------|---|--|--|--|
| 担当府省名 | 符省名 環境省 | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先 | ^找 環境局自然環境計 ≅流化室 | 環境局自然環境計画課生物多様 流化室 03-5521-9108 | | | | | |
| NPO 等による 申請の際の | 3 | 環境省の各地方環境 | 境事務所 | | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 0.95 | 29 年度 予算額 | 0.75 | | | | |
| 本事業の対象 対象者: | ₹地域・ 等 | 1 は地域住民、NPO 法人、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される地域生物多様性協議会等(2 は動物園・植物園・水族館等)3 は地方公共団体、NPO 法人、企業等 | | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 3 | 環境省の各地方環境 | 境事務所 | | | | | |
| 分類 | 〇環境・ 保全 | 山村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | _ | | | |
| 事業の概要 | 下記 ①特 ②生 ③広 ④地 (2 国 | 1 生物多様性保全推進支援事業 (1/2以内) 下記メニュー①~④のいずれか一つ以上に該当する活動 ①特定外来生物防除対策 ②生物多様性保護地域保全再生 ③広域連携生態系ネットワーク構築 ④地域民間連携促進事業 (2 国内希少野生動植物種生息域外保全) | | | | | | |



生物多様性保全推進支援事業

〇 交付対象事業

1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援

下記①~⑤のいずれかに該当する活動であって、地域 における生物多様性の保全再生に資する活動

- ①外来生物対策
- ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築
- ④国内希少野生動植物種対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る)
- ⑤地域・民間の連携促進活動への支援(新規)

2.動植物園等による生息域外保全の支援【新規】

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・ 繁殖の取組み

- ※改定法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援。
- ※飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援。

3.国内希少種の保全活動への支援【新規】

種の保存法に基づく国内希少野生動植物の保全活動

- ※分布状況調査・保全計画策定・生息環境改善等の活動を対象。
- ※複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に 支援。

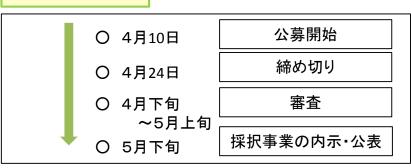
〇 交付対象者 · 交付割合

| 事業 NO. | 交付対象者 | 交付割合 |
|-----------|--|--------------------------|
| 1 | ①~④地域生物多様性協議会等 ⑤地域連携保全活動支援センター・地方公共団体 | 1/2以内 |
| 2 | 動物園·植物園·水族館 等 | 定額補助(1種につ き上限2,000千円) |
| 3 | 地方公共団体・NPO法 人・民間企業等(NPO法 人・民間企業等は、市町 村等が事前確認) | 上限2,500千円 • 生息環境改善等: |
| 〇事 | 業期間 | 上限1,500千円 |

- 事業No.1は原則2年。ただし、延長可能性あり。
- 事業No.2及び3は原則3年間以内。

〇 スケジュール

(平成30年度予定)





生物多様性保全推進支援事業例

1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援

事業No.1①~④

【過去の採択事業から見た採択事業例、想定事業例】 ①**外来生物対策**

- アルゼンチンアリ、スパルティナ属、アカミミガメ、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ等の防除
- 生息状況調査
- 市民への外来種対策の手法等の啓発

②重要地域の保全・再生

- サンゴ食害生物の駆除
- 湿地保全のための生息状況調査(底生生物調査等)

③生態系ネットワークの構築

- ・地域連携保全活動計画策定のための調査
- 自然再生推進法に基づく計画の策定や事業実施

4国内希少野生動植物種対策

- ヒョウモンモドキ、スイゲンゼニタナゴ、オオサンショウウオ、コウノトリ、スイゼンジノリ等の保全
- 生息地の植生環境等の整備
- 生息環境の維持管理、監視作業、普及啓発活動。

事業No.1⑤地域・民間の連携促進活動への支援 (新規) の対象メニュー要件

- 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営
- 同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん、専門家の紹介等の取組等
- 2.動植物園等による生息域外保全の支援【新規】 の対象メニュー要件

動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等

3.国内希少種の保全活動への支援【新規】 の対象メニュー要件

地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する

- 分布状況調査・保全計画策定
- 生息環境改善
- 監視モニタリング
- 組織体制の強化等の取組等

| 事業名 | 地域0 | 地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業 | | | | | | |
|-------------------|--|---|----------|--------------|--------|----------------------|--|--|
| 担当府省名 | 環境省 | Ý | | | | | | |
| 担当部署・連 | 担当部署·連絡先 大臣官房環境経済課民間活動支援室 03-3406-5181 | | | | | | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 地理 | 球環境パートナ- | ーシッププラヤ | Ť | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年 | | 0.5 | 29 年度 予算額 | 0.7 | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 自注 | 台体、企業、地域 | 域住民等と協働 | 動取組を行う | NGO・NPO 等 | | |
| NPO 等による | る申請先 | 環境 | 竟省各地方環境 | 事務所 | | | | |
| 分類 | 〇環均保全 | ・ 山 | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | - | | |
| 事業の概要 | 関係を | を巻き | 込み、他の課題 | ほと調和のとれ | た解決策が落 | 多く、他の課題の 求められている。 | | |
| | 協働に | このため、環境省として従来行ってきた NGO/NPO、企業、行政等の協働に基づいた地域の環境取組支援を発展させて取り組むため、同時 | | | | | | |
| | 131 11 11 | 解決を謳っている SDGs を複数の取組主体を巻き込み合意形成を行うためのツールとして活用したモデル事業を行う。 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |



45百万円(69百万円)



背景・目的

地域の環境課題を解決することは、レジリエンスな地域の構築、 鳥獣被害対策など豊かな暮らしを作る上で地域的にも様々な便益が ある。

しかし、地域においては、行政課題の増加により、解決すべき環 境課題に取り組むことが行政単独では難しくなってきており、

NGO/NPO,企業等も巻き込んだ取組が求められるようになってきて いる。

また、環境課題が他の課題と密接につながっていることも多く、 他の課題の関係者を巻き込み、他の課題と調和のとれた解決策が求 められている。このため、地域に根付いた活動を行っている

NGO/NPOが中心となって関与し、様々な関係者との連携の上で、 地域の環境課題と社会課題の同時解決を行うことが必要である。 このため、環境省として従来行ってきたNGO/NPO、企業、行政

体的には、統合的アプローチ、同時解決を謳っているSDGsを複数 の取組主体を巻き込み合意形成を行うためのツールとして活用して、

伴走支援をしつつ、モデル事業を行う。

また、SDGsを用いた課題解決のメリットについて知見集積し、 普及させる。このことにより、他の地域でも関係者を巻き込む必要 性を理解した上での取組、明確な目標を持って、関係者で認識を統 一した取組を促進することができる。

等の協働に基づいた地域の環境取組支援を発展させて取り組む。具

事業概要

環境に関する課題と他の目標の同時達成を目指したNGO/NPO、企 業、行政等の協働事業をモデル事業として全国から8件を公募し、地 方EPOの伴走支援を受けつつ、取組を推進する。取組については、事 業終了後自走を目指したものとする。

また、有識者や関係者等で構成される作業部会を設置し、課題解決 策の洗い出しを行う。これらの結果を分析し、モデルとして発信する。 海外事例と国内事例を比較分析し優良事例の国内への反映を行い、

事業スキーム

協働取組請負 事業者

【採択】

伴走支援

支援業務請負業者 (地方EPO)

• 課題解決策 抽出

・モデル事業 創出

【作業部会】

• 事例研究

・各地方環境事務所(8地域×1件)

【公募】

【請負】

期待される効果

より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsをツールとして使 うことにより、他の課題と調和のとれた解決策が生み出され、それら を地域の環境課題の解決及び取組をモデルとして発信することにより 全国で取組が加速化される。





環境課題の解決



取組イメージ

<未利用資源を有効活用した低炭素まちづくり>

7割が捨てられていた温泉という未利用資源の利活用について、 低炭素を旗印にNPOが中心となり、バラバラだった多様な主体 (観光協会、旅館組合、商工会など)と協働部会を設置し、各主 体を結びつけ協働を進めた。これにより、低炭素のみならず、震 災時にも使える地域分散型のエネルギー供給、環境保全型の観光

を目指していった。 (自然エネルギー講演会、熱利用ワーキング、温泉熱塩作り体験、 バイナリー発電の活用方法)

目標8 (持続可能な観光) 目標7(クリーンエネルギー)

目標9(レジリエントなインフラ構築)

国内事例の海外発信を行う。

| 事業名 | 農業用 | 農業用水保全の森づくり事業 | | | | | | |
|-------------------|------------------------|---------------|---|--------------|-----|------------|---------|--|
| 担当府省名 | 農林水 | .産省 | | | | | | |
| 担当部署・連 | 絡先材 | :野庁 | 整備課 | | 03 | -3502-80 | 065 | |
| NPO 等による 申請の際の | | 各 | 都道府県の森林 | 整備事業を担 | 当する | 部署 | | |
| 予算額 (億円) | 30 年/ 予算額 | | 917 の 内数 | 29 年度 予算額 | • | 17 の 内数 | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 1 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等 | | | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 都证 | 道府県 | | | | | |
| 分類 | 〇環境保全 | : - Щ | 村・漁村等 | 事業の実施期 | 間 | | - | |
| 事業の概要 | 森林の | 整備 | 及び保全に係る | 事業であって | 、貯水 | 池等への | り良質な農業用 | |
| | | - | は供給等を図る | | | 源地域は | こおいて行うも | |
| | のを支援する (ただし、林道の整備を除く)。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

農山漁村地域整備交付金(公共) 【91.650(101.650)百万円】

対策のポイント -

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減 災対策を支援します。

く背景/課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産** 現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激 甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置すること により、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- ○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 〇海岸堤防等の整備率69% (平成32年度)

<主な内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力 の向上**のための事業を選択して実施することができます。

また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野:農用地整備、農業用用排水施設整備等

森 林 分 野:予防治山、路網整備等

水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。

(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率:1/2等 事業実施主体:都道府県、市町村等

お問い合わせ先:

農業農村分野に関すること

農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること

林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること

水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

聽口漁村地域整備交付金

- 農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に 対応した防災・減災対策を推進することが重要。 農山漁村地域の活性化を図るため、
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

+ 農業農村基盤整備

森林基盤整備

水産基盤整備

海岸保全施設整備

1

農・林・水に またがる広範かつ多様な事業を自由 地域の自主性に基づき、 に選択

(都道府県が各地区に予算を配分) 関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、 事業効果を高めるために必要な効 果促進事業の実施が可能

自治体は計画・進捗状況・事後評 価を公表 容観性・透明性の確保)

都道府県の裁量による弾力的か つ機動的な運用が可能 (農・林・水横断的な予算融通が ı

i

ı

ı ı ı

> ı | |

ı I

ı ı

ı

ı

ı ı

I

ı

ı

ı

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

【水産基盤整備】

交付金を活用した事業の実施例













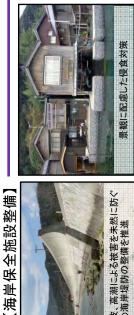
【森林基盤整備】













| 事業名 | NPO 等 | NPO 等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業 | | | | | | |
|-------------------|---------------------------------|--|---------------|--------------------------------|---------------------|--|--|--|
| 担当府省名 | 復興庁 (内閣府 | | | | | | | |
| 担当部署・連 | 連絡先 | ク 算会計班 (内閣府政策統括で (システム担当)) | 官(経済社 | 03-6328-0281 (03-6257-1514) | | | | |
| NPO 等による 申請の際の | | 岩手県、宮城県、 | 福島県のN | PO 担当部局 | | | | |
| 予算額 (億円) | 30 年度 予算額 | 2.0 | 29 年度 予算額 | 2.0 | | | | |
| 本事業の対象 対象者 | | 被災地等において | 「復興・被災和 | 者支援に取り組 | む NPO 等 | | | |
| NPO 等による | る申請先 | 岩手県、宮城県、 | 福島県の NF | PO 担当部局 | | | | |
| 分類 | 分野横图 | 折 | 事業の実施期間 30 年度 | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | 災者と被災者、被 | | | |
| | | う政、被災者と支 て復興・被災者 | | | · - · · · · · · · - | | | |
| | | を活かして復興・被災者支援を行う取組 ^{※1} や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組 ^{※2} に対して支援を行う。 | | | | | | |
| | ※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニテ | | | | | | | |
| | ィ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向 | | | | | | | |
| | | けた取組、中間支援の取組 | | | | | | |
| | | 復興・被災者支持 マッチング・交流 | | | と結びつくための | | | |

NPO等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業 平成30年度予算額:2.03億円(継続)【復興庁―括計上予算】

- 被災地では、仮設住宅から災害復興住宅への移転や、仮設住宅の集約が進む中、地域コミュニティ再建等が喫緊の課題となっており、 地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題
- 〇 このような状況の中、被災地等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進することにより、復興・創生を行っていくことが必要

以下のような、NPO等の絆力を活かした行政の手の行き届かないきめ細かな復興・被災者支援の取組、復興・被災者 支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援

① 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組





事例:電車やバス 等の公共交通の 使用が困難な被 災者の移動を支 坪 ② コミュニティ形成等の復興に向けた取組







事例: 仮設住宅団 地から形成された 新たな復興住宅 団地におけるコミ ュニティの形成を 推進

③ 原子力災害からの復興に向けた取組







事例:避難した方々の帰還に向けた家の片付けや敷地の整備を支援

④ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をサポートする 中間支援の取組



事例:復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応

⑤ 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、学識経験者、専門家等)や他団体等と結びつくためのマッチング・交流、NPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報収集・提供等を実施(各県が実施)

(実施スキーム)

内閣府

動率:2/3以内。

NPO等の事業者負担:1/10以上(①~④)

交付金

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

| | | <i>,,,</i> , , | u_ | ** + | - | عللد - | |
|------------|--------------|-------------------------------|--|-----------------|----------|---------------------------------------|-----------|
| 事業名 | | | 災害による被災事業者の自立等支援事業 | | | | |
| | (つた | (つながり創出を通じた地域活性化支援事業) | | | | | |
| 担当府省名 | 復興庁 | Ē | | | | | |
| 15 3 所 自 4 | (経済 | 產業 | 省) | | | | |
| | | 予算: | 会計班 | | | 02 6220 | 0.004 |
| 担当部署·連 | 絡先 | (経 | 済産業省福島復 | 夏興推進 G | | 03-6328 | |
| | | 福島 | 事業・なりわい | \ 再建支援室) | | (03-35 | 601-1356) |
| NPO 等による | る相談 ・ | 1- | ₼ / ¬ | L— ← → | | | :i_ |
| 申請の際の語 | 連絡先 | 福 | 島復興推進 G | 福島事業・な | りわい | ' 再建文摄 | 至 |
| 予算額 | 30 年 | 度 | | 29 年度 | | | |
| (億円) | 予算 | 額 | 1.6 | 予算額 | • | 1.6 | |
| | | 補具 | | 法人格の有無 | 無は問れ | ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 人・団体・個 |
| | | 人7 | が任意団体を結 | 成し、応募す | けること | とも可能。 | なお、以下 |
| | | の | 要件を満たす必 | 多要あり。 | | | |
| | | i) | i) 1 2 市町村内で実施する取組の場合 | | | | |
| | | | 申請法人・団体の中に1名以上、12市町村で被災された | | | | |
| | | 方が含まれること。 | | | | | |
| 本事業の対象 | 地域· | | ii) 1 2 市町村外で実施する取組の場合 | | | | |
| 対象者等 | 等 | 申請法人・団体の代表者が、12市町村で被災された方で | | | | | |
| | | あること。かつ、申請法人・団体の中に5名以上、12市 | | | | | |
| | | 町村で被災された方が含まれること。 | | | | | |
| | | (※) 12市町村:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、 | | | | | |
| | | | (※) 「Z 中町村」 田村中、南伯烏中、川侯町、丛野町、 楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛 | | | | |
| | | 尾村及び飯舘村 | | | | | |
| | | | 211.70 MAHHT. | • | | | |
| NPO 等による | 6申請先 | - | | | | | |
| | | | | | | | |
| 分類 | │分野様 | 分野横断 事業の実施期間 - | | | | | |
| 事業の概要 | 12 7 | 可町村 | の人々とのつ | ながりの創出 | を通じ | 、地域の | 活性化、さら |
| | には産 | には産業振興やまちづくりにも資するような取組に要する費用を | | | | 要する費用を | |
| | 支援。 | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

平成30年度予算額 15.7億円 (54.2億円) ※29年度予算のうち、38億円は基金の積増による時

大臣官房福島復興推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室 /福島新産業・雇用創出推進室 、03-3501-1356 / 03-3501-8574

事業の内容

事業目的·概要

避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援します。また、事業者の帰還、事業・生業の再建等を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しします。

成果目標

これらの支援策の実施を通じて、事業者の自立を図ります。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、まちの復興を後押しします。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

① 人材マッチングによる人材確保支援事業【委託:継続】 <5.0億円>

12市町村内外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握してマッチングを行う。

- ② 6次産業化等に向けた事業者間マッチング支援事業【委託:継続】<3.7億円> 販路開拓や新ビジネスの創出に向けて、事業者の抱える課題等を把握し、課題に応じ た専門家の派遣や事業者間マッチング等を行う。
- ③ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託:継続】 <1.0億円> 各商工会議所、商工会の広域的な連携を強化し、市町村の枠を超えた事業者間の 連携等の促進を図る。また、事業者を対象としたセミナー等を開催する。
- ④ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助:継続】<1.6億円> 地元農商工産品等を活用したイベント開催や退職技術者による技術伝承の取組など、 地域の人と人とのつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも 資するような取組を行うグループ等の活動を支援する。
- ⑤ 生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【補助:継続】 <2.3億円> 12市町村内に帰還した住民が必要とする、衣・食・医等に関する生活関連商品の購入や幅広いサービスの利用に必要となる移動・輸送手段等を支援する。
- ⑥ 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【補助:継続】<1.2億円> 産業基盤の再構築や「まち」の活性化を図るため、市町村が策定する復興計画等に 沿った形で新規創業や12市町村外からの事業展開等を行う事業者に対し、設備投資 等に係る費用の一部を補助する。
- ② 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託:継続】 < 0.9億円> 12市町村において、新規創業や12市町村外からの事業展開等が活発に行われるような環境を整備するため、店舗等の物件紹介や物件データベースの整備、創業者向けのセミナーなどを開催する。